

[事案 2024-309] 転換契約取消等請求

・令和8年1月24日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、転換の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年1月に契約した個人年金保険（契約①）を、平成24年4月に終身医療保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、本契約を無効にして契約①に戻してほしい。これが認められない場合には、相当額を支払うことを求める。

(1) 募集人の説明不足および間違った説明のために、錯誤により契約①を契約②に転換した。

自分は、60歳になったら契約②を契約①に戻すことができると誤解していた。

(2) 募集人に説明不足や間違った説明があったことは事実であり、不適切で不誠実な対応もあった。契約②を契約①に戻すことができないのであれば、相当額の補償を求める。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人に契約②への転換を提案した際、募集人は、「意向確認書(転換契約用)」において、申立人の意向や要望、申込みいただくにあたり特に確認いただきたい事項を確認し、また「転換契約に関する確認書」において、転換契約にかかる確認事項、契約②の死亡保障金額または入院給付金日額が契約①のそれを下回る場合にかかる確認事項を確認いただいた。申立人はこれらの書面に自署しているので、契約②の内容を理解している。

(2) 申立人に対し、当社および募集人の対応について、不快な思いをさせてしまったことはお詫びするが、募集人に説明不足や契約取扱いについての落ち度は確認できなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 契約①は、約180万円の払込保険料累計額に対して、年金原資額合計は約940万円になることが設計されていた保険であり、予定利率の高い保険であったが、本転換は、このような予定利率の良い保険を消滅させることとなり、年金保険から医療保険という全く異なる性質の保険に転換するものであった。このような転換は非常に大きな見直しであり、募集人が契約②を提案するに当たっては、相当な慎重さや説明の丁寧さが求められていたといえる。

(2) 募集人は、申立人には介護と死亡と医療について保障を充実させるための情報提供として契約②を提案したと述べているが、その際、募集人が提案したのは契約②のみであり、契約②が保障する入院給付金日額が3000円であったことも合わせ考えると、保障の充実という観点からすれば、契約①は年金として老後の保障として残したまま、医療保険を別途

提案する方法も含め、複数の選択肢を用意し、申立人のニーズを聞き、丁寧に対応することが望ましかったと言える。